

厚生労働省

平成29年度障害者総合福祉推進事業

大学・地域協働による
重度障害学生の学修支援体制の構築と評価

平成30年3月

公立大学法人宮城大学

目次

第1章 事業の背景と目的	1
第2章 事業の手法及び1年間の活動	2
第1節 事業の手法	2
第2節 1年間の活動	2
第1項 持続可能な仕組みの構築	
第2項 地域連携、在宅支援（生活支援）と学修支援の連携	
第3項 学内での体制	
(1) 正課活動	
(2) 正課に準ずる活動	
(3) 正課外活動	
第4項 教育方法・教材の開発と教職員・学生の啓発	
(1) 教育方法の対応	
(2) 教育環境の対応	
(3) 教材の開発	
(4) 教職員・学生の啓発	
第3節 事業の成果及び結果	12
第1項 支援体制について	
第2項 修学支援計画について	
(1) 「修学支援計画」の様式	
(2) 「修学支援計画」策定・実施・評価のプロセス	
(3) 長期目標・中期目標の設定	
(4) 平成29年度前期計画の策定・実施・評価	
(5) 平成29年度後期計画の策定・実施・評価	
(6) 中期目標の評価	

第3章 提言	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第1節 連携・協働のあり方についての提言	・・・・・・・・	21
(1) 重度障害学生の家庭生活における支援との関係性		
(2) 大学生活における支援者の確保		
第2節 教育手法，教材，教員能力のモデル化についての提言	・・・	22
(1) 教育方法のモデル化		
(2) 教材のモデル化		
(3) 教員能力のモデル化		
第3節 学生の受け入れに際しての提言	・・・・・・・・	24
巻末資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	27
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	45

第1章 事業の背景と目的

障害者福祉の分野において後進地域であり、ヘルパーが慢性的な人材不足状態にある東北地区で、学生数1,800名規模の公立大学である宮城大学が、地域の人材資源を最大限活用して、重度障害者への学修支援体制の構築を図り、全国の中小規模の高等教育機関に向けて、持続可能な障害学生支援の1つのモデルを示そうとするものである。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、高等教育を受けようとする重度障害者は今後増加すると予測される。その受け皿として地方公立大学への期待は高いと考えられるが、公立大学は比較的規模の小さな大学が多く、マンパワーや予算・財政面で重度障害学生を持続的に受け入れることは困難な状況にあるといえる。また、専門職による支援を想定しても地方においては、ヘルパー等訪問介護者は慢性的な人材不足になっているところが多い。

本事業では、アクション・リサーチの手法を参考に、筋ジストロフィーを抱えた重度障害学生1名を受け入れ、当該学生の障害に対応した支援をPDCAサイクルに基づいて検討・実施していくことで、上記のような状況において地方の公立大学や中小規模の私立大学が持続的に重度障害学生を受け入れていくために必要な課題を明らかにし、重度障害学生の支援にあたる地域の人材の活用の手立てを自治体や関係機関と協働して検討し、提言にまとめていく。

第2章 事業の手法及び1年間の活動

第1節 事業の手法

アクション・リサーチの手法を参考に、重度障害学生に対する支援課題の抽出と支援方法の検討を行う。約1か月～2か月ごとに当該学生及び関係者へのインタビューを行い、学修における困難さや支援面の問題を把握する。それを踏まえ、大学の複数の担当教職員による支援チーム（以下、タスクフォースという。）によって改善計画を立て実施する。さらに夏休み中に学外の有識者を含めた検討委員会を実施し、前期の修学に見られた問題の確認と改善についての評価を行い、後期の授業に備える。後期においても約1か月～2か月ごとに当該学生及び関係者へのインタビューとタスクフォースのミーティング、検討委員会を継続して実施する。すなわち、1か月～2か月単位のPDCAサイクルと半年単位のPDCAサイクルを組み合わせて、支援課題の抽出と支援方法の改善・検討を行う。

第2節 1年間の活動

第1項 持続可能な仕組みの構築

(1) 重度障害学生受け入れまでの流れ

当該学生が特別支援学校高等部1年時の夏に母親と特別支援学校の教員と共に本学のオープンキャンパスに参加し、冬には施設見学に来学し、進学についての相談を行った。

翌年の夏に本人と母親、特別支援学校の教員2名が学校見学として来学し、進学に向けての相談が始まった。大学側は、健康支援センター長、進学予定の学科の教員、学生支援担当の教職員及び大学広報、入試を担当する職員がそれぞれ対応した。そこで、授業における配慮として必要な資料を授業前に電子化する必要があることや本人はペンタブレットを用いて授業に参加すること、車いすのスペースとノート型パソコン用の電源が必要であることなどの他に、大学滞在時の生活における配慮として、車いすでの姿勢を保つことの補助が必要であること、昼食時に手伝いが必要であること、トイレの介助が必要であることが当該学生側から提示され、大学による支援の要請があった。

翌年10月に当該学生はAO入試を受験し、合格した。合格を受け、学内の関係部署において当該学生の受け入れについて具体的な対応が検討された。また、12月にはAO入試の合格者を対象とした1泊2日の研修に当該学生も日帰りで2日間参加し、具体的な支援内容についての確認を行った。

大学滞在時の生活を支援する人材については、当該学生の出身校である特別支援学校の協力を得て、特別支援学校の退職教員や看護師資格を持った離職者に声をかけて確保した。人件費については、大学の設置者である県や当該学生が居住する自治体にも協力を求めたが、適切な助成制度がないということで直接的な援助を受けることができなかった。最終的には、当該学生の受け入れを、重度身体障害学生を公立大学が受け入れる場合の問題点について検討するパイロット事業とし、支援に係る費用を大学側が負担することとなった。

(2) 受け入れ体制

重度障害学生に対する支援は、修学上の支援のみならず、移動や体位変換、排泄介助等の生活面での支援も併せて必要となる。訪問介護事業者による支援は、慢性的な人材不足状態にある地域では持続的な実施が困難である。また、金額面でも中小規模の大学においては予算的な負担が大きく、学生の家族にとっても重い負担となる。(訪問介護事業者のヘルパー(1時間当たりの利用料4,000円の場合)に委託した場合、入学から卒業までの4年間の支援に必要な人件費は2,000万円程度かかる見込みである。)一方、家族や学生ボランティアを中心とした支援は、費用を抑えることはできるが、家族へ大きな負担を求めることになるだけでなく、障害学生にも遠慮や心理的負担を招くことになり、好ましい支援モデルとは言い難い。そこで特別支援学校の退職教員や医療機関を退職して家庭に入った潜在看護師等の地域の人材(以下、支援員)を大学が直接雇用し、活用することで、人件費負担を抑えると同時に支援人材の安定的な確保を図り、本事業の終了後も持続可能な支援の仕組みを構築することを目指した。

第2項 地域連携、在宅支援(生活支援)と学修支援の連携

当該学生は、医療機関に入院しつつ特別支援学校に通学してきた。大学進学に伴い、医療機関を退院し、自宅での生活へと移行することとなった。生活の地域移行に伴い、家族、居住自治体や介護事業所等の関係機関との連携により、在宅における生活支援と学修支援を統合した支援体制整備が求められた。

居住自治体から、地域生活支援事業の日常生活用具の給付や、移動支援の利用に関する情報と支援を得て、自宅や大学で必要となる物品を準備し、サークル活動および大学祭への参加など正課外の活動が可能となるよう調整を図った。

自宅での自己学修の状況や生活状況は、当該学生や支援員へのインタビューを通じて把握した。保護者が大学への送り迎えを行っており、引き渡し時に、保護者と支援員・職員のコミュニケーションが図られていた。また、土曜日に行われた学外演習では、保護者と支援

員の協力を得て、平日以外の授業への参加が可能となった。

長期入院していた医療機関の担当医師からは、緊急時の対応方法について確認し、医師からの情報をもとに緊急時対応マニュアルを作成した。病院の看護師からは、入学前に介助方法についてアドバイスを受ける機会を設定した。地域移行後、定期受診している、かかりつけ医からは、家族を通して緊急時の連絡方法を確認した。

第3項 学内での体制

当該学生が学内での学修、および学外での学修を実施するために必要な支援を行った。フィールドワークやインターンシップ等の学外での地域や社会に関する学修では、介護事業者による支援を検討し、学内での支援は特別支援学校の退職教員や看護師等の支援員による生活支援の他、学生ボランティアをグループ化して、障害学生の主体的な学修活動を支援する方法について検討した。また、TA（ティーチング・アシスタント）の活用による、専用教材の開発や補習等の実施について検討した。

（1）正課活動

当該学生の母校（特別支援学校）の進路指導教員の個人的なネットワークにより、当該学生の支援に従事可能な人材を大学へ推薦してもらい、大学による面接を経て支援員として直接雇用契約を締結した。雇用に係る費用（賃金・交通費・保険料）は大学が全額負担している。（平成29年度支援員雇用に係る費用一覧：巻末資料1）

正課活動に伴う支援員の支援内容は以下のとおりとした。（巻末資料2）医療的ケアは行わないことを原則とした。

- ①移動介助 エレベーターの稼働操作は全介助
 ドア開閉は全介助（開き戸、引き戸いずれも）
 動線確保
- ②排泄介助 排尿は尿瓶使用で全介助
 排便は通常排便で全介助
- ③ノート型パソコンセッティング
 車いす用専用机（オーバーベッドテーブル）のセッティング
 専用机へ設置したアームスタンドへのノート型パソコンセッティング
 ペンタブレット・タブレット用台のセッティング

④食事介助	食事は普通食・経口摂取で全介助 配膳・下膳は全介助（通常は家庭から弁当を持参）
⑤出席登録	出席登録機器での学生証読み取り（I Cチップ）
⑥水分補給	経口摂取で全介助 （通常は家庭からストロー付きの水筒を持参）
⑦点眼	乾燥防止のため点眼
⑧その他	出席カード等の代筆 U S Bメモリのノート型パソコンへの着脱 眼鏡使用時の眼鏡の着脱 寒暖調節のためのブランケット着脱 売店や自動販売機利用時の全介助

支援員は、学期開始後の前半は、必要なときに介助が出来るよう当該学生の隣や後ろの席で待機していたが、当該学生の希望や授業の状況から、後半は別室で待機し、必要時は大学から貸与されているタブレットにより、学生からの呼び出しややりとりを行った。

貸与したタブレットは、当該学生の自立を促し、友人との関係を構築しやすくするために教員の指定研究費により購入したものであり、学生は通常使用しているノート型パソコンを活用して、支援員や教職員とのやりとりを行った。

なお、日々の支援員の業務内容については、日誌を活用して、大学及び支援員同士の情報共有、情報交換を行った。（巻末資料3）

正課活動に伴う教職員による調整は、以下のとおり行った。

①履修クラスの調整

クラス分けがある科目の場合、専任教員や障害学生支援タスクフォースの教員がクラス担当となるよう調整。

②講義室の調整

移動、排泄に要する時間を勘案し、講義室間の移動距離が最小限に抑えられるよう、利用する講義室を調整。

また、バリアフリー化されている講義室数に限りがあることから、当該学生が履修している科目はバリアフリー化済みの講義室を割り当てた。

③着席場所の調整

講義室により、ホワイトボードや教員が見やすい場所に着席場所をセッティング。バリアフリー化されている講義室は、最前列が車いす用スペースとなっているため

最前列に着席していたが、他の学生の様子や、講義中の様子も見たいとの当該学生の要望から、稼働机を設置してある講義室については、最後列に着席する等、利用する講義室や講義内容により着席場所を調整した。

④データ化した講義資料の提供

冊子の資料、テキストは事前に職員が裁断し、PDF化のうえ提供した。講義資料はPDFやWordファイル等のデータにて事前に提供した。

専任教員の場合は教員から当該学生へ直接、非常勤講師や外部講師の場合は、事務職員経由で当該学生へ提供した。

⑤履修科目の教員に対する配慮要請（巻末資料4，5）

履修科目の担当教員に対し、配慮要請の文書及び講義資料等の配付フローを配付した。これは、当該学生の障害についての理解を深めてもらう目的だけではなく、講義の際に留意してほしい事項や、講義受講にあたり配慮をしてほしい事項等をまとめた内容であり、タスクフォース教職員が原案を作成した後、当該学生が記載内容を確認・修正し、学期毎に内容を見直した。

⑥履修科目の教員に対する定期試験における配慮要請

定期試験受験に先立ち、配慮申請及び事前の調整を行った。

- ・試験時間の延長（センター試験に準じ、通常の1.3倍の時間）
- ・時間延長による別室受験
- ・別室受験による試験監督追加

⑦支援員勤務体制の調整

前期は曜日固定の支援員2名、臨時（ピンチヒッター要員）2名の4名体制で支援を行い、支援員が休暇を取得する際や、休講・補講に伴う勤務体制の変更は、支援員同士の連絡調整により行った。

調整役の支援員に負担が偏った反省から、後期は職員が連絡調整役を担った。

(2) 正課に準ずる活動

正課に準ずる下記の活動に係る支援員の調整や実施会場の調整等を行った。

- ・オリエンテーション
- ・新入生交流会
- ・学内におけるCASEC（英語コミュニケーション能力判定テスト）受験

(3) 正課外活動

サークル活動における介助は家庭による支援員の調整を行い、居住自治体の移動支援を利用した。

介護事業所のヘルパー等外部者が来学する場合は、当該学生からの事前連絡を受け、事務部職員が専用駐車区画を確保した。

第4項 教育方法・教材の開発と教職員・学生の啓発

当該学生は情報やデザインの領域を学ぶことを希望している。一般的にこれらの領域の学修には、プログラミングや造形等の上肢運動が必要となることが多いが、当該学生にはそれが困難である。1年次は、専門教育の土台となる基盤教育が主であったため、ペンタブレットや専用机等の使用用具の工夫により、困難なく、学修を進めることが可能であった。重度障害学生が専門領域において学修する際の障壁を最大限取り除き、健全な学生と同等の教育を受けるための支援体制や教育手法、教材開発を、今後、所属学群の教員で行っていく。また、障害学生に対する教員の教育能力向上に関する検討を行うとともに、共に学ぶ学生の障害への理解を図り、協働学修による学修効果を高められるよう啓発を行う。

(1) 教育方法の対応

1年次の基盤教育の科目は、講義、演習、実習などの種類があり、それぞれの科目は受講生数や講義スタイル、内容が多様である。(表1) また、成績評価も筆記試験や口述試験(英語)、レポートなどがある。これらの科目の実施について、各教員に対して当該学生に対する配慮願いを配付し、科目担当教員とタスクフォース、事務部との間で対応策を決定していた。その際、科目のシラバスにある到達目標や各回の授業計画、評価方法や評価基準を逸脱しないことを常に確認し、修得単位が無実化しないことを心がけた。

表1

科目種別	講義内容	使用物品	規模
講義	対面式講義	スクリーン(PPT)	200人教室
	板書	ホワイトボード	100人教室
	スライド投影	配付資料	50人教室
演習	グループワーク	可動いす	30人教室
	ディスカッション	テーブル	

	ディベート レポートピアチェック	ホワイトボード 模造紙 付箋紙 マーカー	
実習	施設見学 まちあるき 住民インタビュー		クラス (26人) 単位

講義については、教員がスライドを投影して講義をする場合は、事前にデータを配付し、当該学生はスクリーンを直接目視あるいは自分のノート型パソコンの画面にひらいて、手元のペンタブレットを使ってメモを取るなどしていた。教員がホワイトボードで板書するスタイルの場合、当該学生のノートテイクが追い付かない場合があるので、教員の許可を得て支援員が板書を写真撮影し、自習に活用していた。特に当該学生のために授業計画を変更したことは無く、他の学生と同様の受講が可能であるが、受講後に復習が必要なことが多いため、そのための情報提供やフォローがあったほうが望ましい。

演習は、1年次前期「スタートアップセミナー」、後期「アカデミックセミナー」など、25～26人のクラス単位でグループワークやディスカッション、ディベート、アカデミックライティングといったアクティブラーニングを中心に実施している。グループワークは、2～3人、6～8人、12人、25人など、人数ボリュームを変えてワークを行っており、ディスカッションから意見の整理、取りまとめ、発表までの流れを繰り返していく。「ブレインストーミング」で付箋紙に意見やアイデアを書いて、それを模造紙に貼って「KJ法」で整理し発表を行う場合、当該学生はテーブルの上の作業が見えないので、壁面に模造紙を貼り、付箋紙はクラスメートに補助をしてもらいながらワークに参加した。テーブルを囲んだグループワークや、付箋紙やマーカーを手に筆記しながらのワークができないことから、意見交換のスピードやダイナミックな動きには追従できない時があり、議論の参加に消極的になっている姿もみられた。今後アクティブラーニングの際に、オーラルコミュニケーションだけでなくコミュニケーションツール、例えばペンタブレット上のフリーハンド入力を複数メンバーとリアルタイムで共有できるツールなどが有効となると思われる。

1年次前期「地域フィールドワーク」の実習ではクラスごとに対象地域が設定され、学内で対象地域の事前学修を進め、見学コースを学生たちが立案、最終的にはクラスごとにフィールドワークで学んだことを対象地域で発表した。見学ルート決定において、各施設のトイレなどの設備、廊下や階段、エレベーターなどのアクセス、バスやまちあるきの移動手段、昼食の手配などの、事前のチェックを行い、場合によってはルートや施設の変更などを行っ

た。今回は商店街のまちあるきをクラス単位で行い、基本的には舗装された道路だったが、障害物の有無や小さい商店へのインタビューなど、電動車いすでの移動が難しい場面もあった。フィールド調査などの実習の場合、当該学生の行動範囲に合わせて限定されるため、他の学生たちとどのようにフィールド調査を分担し情報共有するかといった配慮が必要である。逆に、他の学生にとっては電動車いすの学生とフィールドに出ることによる気づきもあり、街中にさまざまなバリアがあることなどの再認識につながった。

試験については、筆記試験は他の学生と同様の試験問題を電子データで渡し、貸出ノート型パソコンを使用させ、不正行為や不公平が起きないように注意した。また、試験は別室で、他の学生と同時に開始、試験時間1.3倍を基準として実施したが、担当教員、当該学生からは過不足があったという報告はなかった。レポート内容については他の学生と同様としたが、レポートボックスへのペーパーを提出する方法ではなく、メールや学修支援ツールでのデータ提出も可とし、評価作業上問題はなかった。

(2) 教育環境の対応

<教室環境>

当該学生の講義等受講にあたっては、次のような教室環境の整備を実施した。

机・椅子固定式の講義室においては、最前列の机・椅子1～2組を撤去し、電動車いすのまま、講義が受講できるスペースを確保した。なお、右・中央・左の3ブロックに分かれた教室においては、他の受講者に配慮し、中央のブロックの机・椅子は撤去の対象外とした。また、オーバーベッドテーブルにノート型パソコン用のアームスタンドを固定したものを計5組用意した。その上で、机・椅子を撤去した場所に、オーバーベッドテーブルを設置し、本人が持参するノート型パソコンを利用して、電動車いすのまま、講義を受講できるようにした。なお、オーバーベッドテーブルは可動式であったため、当該学生の時間割に応じて、講義室や演習室、スチューデントサービスセンター準備室(当該学生及び支援員の控室)の間で融通して使用することとした。そのため、オーバーベッドテーブルと当該学生の移動が最小限となるよう、学期開始時には、若干の教室変更を行った。

また、上記以外の教室環境については、既存の環境をそのまま適用したが、当該学生の講義等受講に際しては、特に大きな問題は生じなかった。

なお、オーバーベッドテーブルの移動手間を省くことも目的に、本学事業構想学群の福祉デザイン研究室より、タブレット型パソコンと電動車いすに取り付け可能なアームスタンドの貸し出しも行った。しかし、当該学生の選択により、これらの物品を使用する様子は見られなかった。

<当該学生の学修に係るパソコン環境>

当該学生が学修を進めるにあたっては、紙媒体の資料閲覧や筆記を代替するものとして、ノート型パソコンの使用が必須である。

ノート型パソコンは、本人の大腿にアクリル板を敷き、その上に置いたペンタブレットを使用して操作するか、リング型マウスを使用して操作するかのいずれかであった。また、文字入力には、Windows10に標準搭載されているスクリーンキーボードを使用していた。

当該学生が資料閲覧や筆記を行う際は、Adobe社製のAcrobat ReaderやMicrosoft社製のOfficeソフトを使用していた。これは、本人が持参するノート型パソコンに、入学前からインストールされていたものである。しかし、当初はこれらのソフトを使用して、学修を進める中で、特にMicrosoft社製のOfficeソフト「Word」を使用して、ペンタブレットからの筆記を画像化するとパソコンがフリーズするという現象が頻発した。そこで、当該学生が調査・発見した、Evernote Corporation社製のドキュメント管理システム「Evernote」を新たにインストールし、ペンタブレットからの筆記を画像化することとした。これにより、パソコンがフリーズするという現象は、改善された。

<当該学生の受け入れにあたっての設備改修>

当該学生の受け入れにあたっては、既存の設備を活用することを基本とした。これは、当該学生の入学以前から、本学には車いすに対応したエレベーターやトイレが設置されていたためである。

その一方で、教育に関わる設備としては、当該学生が主に使用する本学2階、4階の各教室出入口を、開き戸から引き込み戸に変更する改修を行ったことが挙げられる。これは、当該学生の教室出入りを円滑にするためであり、入学前に改修工事が完了している。また、教員の研究室がある研究棟の出入口についても、開き戸から自動ドアに変更する改修を行った。これは、当該学生が、各教員の研究室にアクセスしやすくするためであり、こちらも入学前に改修工事が完了している。

(3) 教材の開発

当該学生が学修を進めるにあたり、新たに開発する必要性が生じた教材はなかった。これは、各授業担当の教員が、既存の教材を電子化することで、当該学生の学修環境に合致させることが可能であったためである。

上記のことから、タスクフォースのメンバーで、巻末資料5に示した「講義資料等の配付フロー」を作成した。また、各授業担当の教員には、巻末資料4に示した「配慮願い」を配付し、可能な限り、教材を電子化するように依頼した。

教材の電子化にあたっては、Portable Document Format (PDF)形式か、Microsoft 社製の Office ソフトに対応した形式(拡張子:.docx・.xlsx・.pptx など)に変換するように依頼した。その上で、各授業担当の教員と当該学生で協議し、電子メール・クラウドサービスの共有フォルダ・USB メモリのいずれかを使用して、データを共有した。その際、専任教員は当該学生と直接データを共有することを原則とし、非常勤講師や外部講師については必要に応じて職員が仲介した。また、やむを得ず、紙媒体での資料配付となってしまう際は、支援員が本人のノート型パソコンに粘着テープで貼付・掲示するという対応をはかった。なお、定期試験実施時における問題や答案の受け渡しも、同様の方法で進めることとした。

なお、当該学生は配付資料を自分のノート型パソコン画面に映し、その配付データに書き込むか、別の白紙データを開いてメモを取っている。当該学生にとっては各科目から大量の電子データが配付されることになり、自主的に整理の方法を整えているが、教員側も科目ごとでよいので、ファイル名やヘッダー書式のルールを統一したほうが資料を扱いやすいだろう。また、重たいデータの場合は学生のノート型パソコンの動作が遅くなったりフリーズしたりするので、データを軽くしたり、分割するなどの処理をした方がよい。

また、これまで当該学生がレポート作成などの際参考文献として使用する資料は、WEB で公開されているもの、もしくは電子書籍として出版されているものに限定されていた。今後専門科目で専門書が教科書や参考書として指定された場合、電子書籍が出版されていない場合も想定され、書籍の電子化をどのように対応するのが課題となる。

なお、授業担当教員によっては、上記以外に、板書内容をデジタルカメラで撮影し、当該学生に画像データを提供するといった配慮も実施された。

今後、デザイン系の専門科目の演習に入るにあたり、アプリケーションソフトを使用したプログラミングやグラフィックスの作成、作図やスケールモデルの作成などが予定されている。これまでのコミュニケーションやプレゼンテーションといった基礎教育的な演習から、課題内容が専門化高度化する演習になるため、専用のアプリケーションやガジェットが必要になると思われ、担当教員の対応が要求される。

(4) 教職員・学生の啓発

当該学生が入学前の平成29年(2017年)2月8日、入学予定の事業構想学群で教員研修(FD: Faculty Development)を行い、当該学生の入学前相談からの経緯、AO試験入学生合宿研修の様子、現在の様態や必要な配慮について、資料を配付して説明を行った。また、事前に当該学生から履修希望科目を聴取し、科目担当教員についてはより詳細な情報提供を行い、授業準備を進めた。入学後は、タスクフォースを中心に講義の配慮願いを作成し、科目担当教員や事業構想学群教員に配付した。1～2年次の科目が中心の基盤教育群教員

が先行して対応をしている状況で、今後、専門科目を担当する事業構想学群教員に具体的な対処の注意点などを共有していく必要がある。

また、他の学生については、新入生交流会や地域フィールドワークなど、全学的に1年生が集まる機会があり、重度障害学生が同じ学年にいるという認識はあるが、直接かかわる機会が一部のクラスメートやサークル仲間の範囲にとどまり、交友関係が広がっていない状況にある。クラスメートは当該学生に対し、自主的にサポートする姿も見られるが、講義時間内のことであり、休み時間や空きコマでの学生間の交流は少ない状況である。

前期の様子を受け、タスクフォースの委員から「他の学生たちは当該学生に対する接触の仕方がわからず躊躇しているのではないか」という意見があり、スチューデントサービスセンターの企画で、後期授業開始前のオリエンテーション時に当該学生が所属するキャンパスの1年生を対象に「心のバリアフリー」と題して、障害を持つ人へどのように対応していたらよいかといった内容の講義を行い、学生に対しての啓発を進めた。

第3節 事業の成果及び結果

第1項 支援体制について

当該学生の時間割に合わせた支援体制を構築し、前期は曜日固定の支援員2人、臨時（ピンチヒッター要員）2名の合計4名体制、後期は曜日固定の支援員4人、臨時（ピンチヒッター要員）1名の合計5名体制で支援を行った。（巻末資料6）

支援員延べ6名は有期雇用職員として大学が直接雇用し、正課活動及び正課に準ずる活動にのみ賃金及び旅費を支払い、賠償責任保険料は大学が負担した。

前期は勤務日数88日、勤務時間約443時間、後期は勤務日数80日、勤務時間約291時間であり、賃金・旅費・保険料の所要額合計は年間で1,183,450円であった。（巻末資料1）

なお、支援開始に当たっては、当該学生の卒業した特別支援学校教員の協力を得て、講義受講に係るノート型パソコンのセッティング方法や、生活介助の方法を習得した。

また、アクション・リサーチの手法により定期的を実施した当該学生及び支援員とのインタビューにおいて挙げられた課題については、下記のとおり随時改善を行った。（巻末資料7）

- ・エレベーター乗降時の安全性を高めるため、鏡のついていない一部のエレベーターに鏡を設置する工事を行った。

- ・主に正課外活動で利用するコンピュータールームについて、動線や機器の使用に不便が生じていたため、他部署との連携により、専用機の購入や動線の見直し等、利用環境の改善を行った。
- ・支援員勤務体制の調整について、前期は調整役の支援員が担ったが、負担が偏った反省から、後期は職員が担うよう見直した。
- ・支援員の勤務開始・終了時間について、講義準備や片付けのための時間を確保するため、講義開始前 10 分・開始後 20 分を加えていたが、生活支援に時間を要する実態に合わせ、次年度からは開始前 15 分・開始後 15 分に変更することとした。
- ・支援員の衛生面の向上のために、これまで使用頻度が低いために設置されていなかったハンドソープを、全ての車いす用トイレに設置した。
- ・排便時の当該学生及び支援員双方の衛生面の向上のために、全てのフロアに 1 箇所ずつ温水洗浄機能付き便座を設置する工事を行った。

第 2 項 修学支援計画について

当該学生の障害に対応した支援を P D C A サイクルに基づいて検討・実施していくために、本学独自で「修学支援計画」の様式を作成し、その計画に基づく支援を実践した。本項では、その「修学支援計画」に基づく支援の実践について述べる。

(1) 「修学支援計画」の様式

本学独自で作成した「修学支援計画」の様式は、巻末資料 8 に示した通りである。様式は、A 3 用紙 1 枚で、卒業までの目標と当該年度内の目標・支援内容・評価・課題が確認できるように作成した。

「修学支援計画」に記載した項目は、表 2 の通りである。「学生情報」には、氏名・学籍番号・障害種別・所属学群学類・当該年度の在籍年次を記載することとした。また、「長期目標」には卒業時に達成すべき目標を、「中期目標」には当該年度内に達成すべき目標をそれぞれ記載することとした。さらに、「具体的支援計画」には、半期ごとの短期目標とその達成に向けた具体的支援内容・方法を記載することとした。また「具体的支援計画」の各短期目標に対応した「具体的支援計画に対する評価」では、短期目標の達成状況と次期の課題を記載することとした。なお、「具体的支援計画」「具体的支援計画に対する評価」では、学修面・生活面・キャリア面の各領域に分けて記載することとし、領域を問わない内容は総合として記載することとした。「中期目標の達成状況と所見、今後の課題」では、当該年度内に達成すべき目標の達成状況と次年度の課題を記載することとした。

なお、各欄には、適宜、作成日や評価予定時期、評価実施日を記載することとしている。

表2 「修学支援計画」記載項目一覧

項目	内容
学生情報	氏名・学籍番号・障害種別・所属学群学類・当該年度の在籍年次
長期目標	卒業時に達成すべき目標
中期目標	当該年度内に達成すべき目標
具体的支援計画(※1)	半期ごとの短期目標とその達成に向けた具体的支援内容・方法
具体的支援計画に対する評価(※1・※2)	短期目標の達成状況と次期の課題
中期目標の達成状況と所見、今後の課題	当該年度内に達成すべき目標の達成状況と次年度の課題

注)適宜、作成日や評価予定時期、評価実施日を記載

※1：学修面・生活面・キャリア面の各領域と、総合の4側面を記載

※2：「具体的支援計画」の各短期目標に対応

(2)「修学支援計画」策定・実施・評価のプロセス

当該学生の「修学支援計画」策定に向けては、まず学内の教職員で情報収集を行った。収集した情報は、主にタスクフォースを通じて共有し、当該学生の支援に係る課題点を抽出した。

抽出された課題を受け、半期にわたる短期目標とその達成に向けた具体的支援内容・方法を記載した当該学生の「修学支援計画」を策定した。また、「修学支援計画」には、当該年度終了時を見据えた中期目標と、当該学生の卒業時を見据えた長期目標も記載した。なお、「修学支援計画」への記載にあたり、各目標の記載欄には、評価実施時における当該学生の望ましい姿を、評価しやすい形で記載する方針とした。また、具体的支援内容・方法の記載欄には、短期目標の達成に向けて学内教職員および関係機関が具体的に取り組む事項を記載する方針とした。「修学支援計画」の策定にあたっては、タスクフォースに出席する学内の教職員だけでなく、当該学生にも記載内容を確認し、必要に応じて修正を加えた。その上で、本事業の検討委員会に提出し、適宜、検討委員から意見を求めた。

「修学支援計画」の策定後は、それに基づく支援を実践し、当該学生や支援員へのインタビュー、タスクフォースなどを通じて実施状況を確認した。

半期終了時には、まずタスクフォースに出席する学内の教職員で、実施状況を整理し、各

目標に対する評価と課題の原案を作成した。その後、当該学生にも記載内容を確認し、必要に応じて修正を加え、完成させた。その上で、本事業の検討委員会に提出し、適宜、検討委員から意見を求めた。

なお、「修学支援計画」の策定・実施・評価にかかる具体的なスケジュールは、表3の通りであった。

表3 「修学支援計画」の策定・実施・評価にかかるスケジュール一覧

月	取り組み内容
4月	情報収集
5月	
6月	課題点の抽出 平成29年度前期計画の策定
7月	平成29年度前期計画の実施
8月	平成29年度前期計画の評価・課題点抽出 検討委員会での意見聴取
9月	平成29年度後期計画の策定
10月	平成29年度後期計画の実施 検討委員会での意見聴取(11月)
11月	
12月	
1月	
2月	平成29年度前期計画の評価
3月	平成29年度の課題点抽出

(3) 長期目標・中期目標の設定

当該学生を対象に策定した平成29年度前期「修学支援計画」は巻末資料9に、後期「修学支援計画」は巻末資料10に示した。

両期計画には、共通して、卒業時に達成すべき目標として「長期目標」を、当該年度内に達成すべき目標として「中期目標」を設定した。なお、当該学生の卒業に向けた大きな課題は、4年間で卒業および学位を取得すること、卒業後に希望する進路を実現することであると考えられた。また、当該学生の1年次(当該年度内)における課題は、必修単位を取得し2年次に進級すること、充実した学生生活を送ることであると考えられた。従って、これらは大学に在籍する学生のごく標準的な課題であるが、当該学生にも同様に言える課題となる

と考えられた。

そこで、長期目標には、「所定の単位を修得し、標準修業年限にて卒業及び学位の取得ができる」「自身のキャリアをデザインし、卒業後に希望する進路を実現することができる」の2点を設定した。これにより、4年間での卒業および学位取得と当該学生が卒業後に希望する進路の実現を目標とすることとした。評価時期は、当該学生が卒業を迎える予定の平成33年3月とした。

また、中期目標には、「1年次に修得すべき必修単位を修得し、2年次に進級することができる」「周囲の支援を活用しながら、自身が満足できる自立した学生生活を送ることができる」の2点を設定した。これにより、2年次への進級と充実した学生生活の実現を目標とすることとした。評価時期は、当該学生の2年次への進級が決定する平成30年3月とした。

(4) 平成29年度前期計画の策定・実施・評価

当該学生を対象に策定した平成29年度前期「修学支援計画」は巻末資料9に示した。

当該学生が本学に入学した後の4～5月には、関係機関と連携を図りながら、タスクフォースに出席する学内の教職員で当該学生の大学生活に係る情報を収集・共有した。その後、6月に当該学生の大学生活に係る課題点を抽出したところ、まず学修面では、履修科目と教室などの受講環境との調整が必要であること、1年次必修の実習系科目「地域フィールドワーク」の受講時における安全性を確保すること、単位修得に係る試験等で運動機能の障害に起因した不利益が生じないようにすることの3点が課題となると考えられた。また、生活面では、休み時間や空きコマの有効な活用方法を確立すること、正課外活動への参加に支援員と介護事業所のヘルパーの役割調整が必要なこと、「新入生交流会」や「地域フィールドワーク」などの学外活動参加時における安全性を確保すること、災害などの緊急時における支援体制を確立することの4点が課題となると考えられた。さらに、大学での生活全体を通して、当該学生が自らのニーズや課題を発見して解決する力を育成することが課題であると考えられた。なお、キャリア面では、当該学生がAO入試によって入学したことにより、2年次以降の所属学類が決定していたことから、この時点での課題は発見されなかった。

上記を踏まえ、まず学修面での短期目標には、「履修科目が確定し、自身の状況に合致した学修環境で講義系・演習系科目を受講することができる」「自身の状況に合致した環境で、安全に、実習系科目を受講することができる」「履修した科目すべての単位を修得することができる」の3点を設定した。また、生活面での短期目標には、「休み時間や空きコマを有効に活用することができる」「正課外活動を活用し、交友関係を広げることができる」「学内行事へ安全に参加することができる」「緊急時の対応に、安心感を持つことができる」の4点を設定した。加えて、領域を問わない総合的な短期目標には、「学生生活における不安を、

自分自身で解決することができる」「学生生活を送る上で必要な支援をニーズとして自ら伝えることができる」の2点を設定した。これら計9点の短期目標を達成することにより、抽出された課題点すべての解決を試みた。

これら計9点の短期目標の達成に向け、学内の教職員および関係機関は、巻末資料9の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した内容に従って、当該学生への支援を実践した。

実践を踏まえ、前期の定期試験等が終了した平成29年8月に、設定した計9点の短期目標の達成状況を評価した。その結果、まず学修面については、記載した事項すべてを実施することができた。特に、実習系科目「地域フィールドワーク」の受講にあたっては、担当教員・支援員・周囲の受講学生だけでなく、職員も加わった体制で、当日の実習を遂行することができた。また、受講したすべての科目で、本人と学修環境の不一致によって欠席せざるを得ないという状況は発生しなかった。さらに、学則に定められる欠席回数を超過した科目も皆無であった。加えて、本計画の評価後に行われた成績判定会議の結果、単位認定「不可」となる科目は、皆無であった。これらの事実から、学修面については3点の短期目標全てが、達成できたことを確認した。この結果を受け、後期は、履修科目を円滑に受講し、単位修得が可能となるよう、現状の支援内容・方法を維持することが課題となった。加えて、新たに履修する演習・実習科目の実施形態に応じた、学修環境の整備を迅速に行うことが課題となった。次に、生活面については「休み時間や空きコマを有効に活用することができる」「課外活動を活用し、交友関係を広げることができる」「学内行事へ安全に参加することができる」の3つの短期目標で、巻末資料9の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した事項すべてを実施することができた。特に、1点目については、排泄の際の介助フローも作成できた（巻末資料11）ため、緊急時における支援員と学内関係部署との連携が容易になった。また、2点目については、予定通り、外部の介護事業所のヘルパーと連携しながらサークル活動に参加することができた。これらの事実から、3点の短期目標は、達成できたことを確認した。しかし、4点目の「緊急時の対応に、安心感を持つことができる」については、評価の時点で、避難時の支援フローが未整備であったため、達成できたとは評価しがたかった。この結果を受け、後期は、現状の支援内容・方法を維持するとともに、災害時などの緊急時の対応・体制について、早急に確立することが課題となった。最後に、領域を問わない総合的な短期目標については、巻末資料9の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した事項すべてを実施することができた。この事実から、領域を問わない総合的な短期目標については、達成できたことを確認した。しかし、学生生活を送る上では、常に状況が変化するため、引き続き、丁寧な取り組みが必要となることも否定はできない。そのため、後期は、本人や学内の教職員、支援員、保護者、関係機関の間で、より緊密なコミュニケーションを図り、本人を中心とした支援体制をさらに強化していくことが課題となった。

(5) 平成 29 年度後期計画の策定・実施・評価

当該学生を対象に策定した平成 29 年度後期「修学支援計画」は巻末資料 10 に示した。

後期計画の策定にあたっては、前期計画の評価の際にあがった課題点を踏まえ、現状の支援体制の維持・強化を重点課題とした。また、次年度の後期には、当該学生が所属する価値創造デザイン学類においてコース選択が行われるため、当該学生がどのコースを選択するか、イメージを持てるようにすることも課題であると考えられた。

上記を踏まえ、まず学修面での短期目標には、「履修科目が確定し、自身の状況に合致した学修環境で講義系・演習系科目を受講することができる」「履修した科目すべての単位を修得することができる」の 2 点を設定した。なお、前期計画に設定した「自身の状況に合致した環境で、安全に、実習系科目を受講することができる」は、該当科目の履修がなかったため、後期計画では除外することとした。また、生活面での短期目標には、前期計画と同様に、「緊急時の対応に、安心感を持つことができる」「休み時間や空きコマを有効に活用することができる」「課外活動を活用し、交友関係を広げることができる」「学内行事へ安全に参加することができる」の 4 点を設定した。特に、「緊急時の対応に、安心感を持つことができる」については、前期計画の評価時点で避難時の支援フローが未整備であったため、最優先の短期目標とした。また、キャリア面での短期目標には、「2 年次後期価値創造デザイン学類におけるコース選択に向け、自身の所属希望をイメージすることができる」を設定した。加えて、領域を問わない総合的な短期目標には、前期計画と同様に、「学生生活における不安を、自分自身で解決することができる」「学生生活を送る上で必要な支援をニーズとして自ら伝えることができる」の 2 点を設定した。これら計 9 点の短期目標を達成することにより、前期計画の評価の際にあがった課題点およびキャリア面の課題点すべての解決を試みた。

これら計 9 点の短期目標の達成に向け、学内の教職員および関係機関は、巻末資料 10 の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した内容に従って、当該学生への支援を実践した。

実践を踏まえ、後期の定期試験等が終了した平成 30 年 2 月に、設定した計 9 点の短期目標の達成状況を評価した。その結果、まず学修面については、巻末資料 10 の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した事項すべてを実施することができた。特に、前期と同様に、受講したすべての科目で、本人と学修環境の不一致によって欠席せざるを得ないという状況は発生しなかった。さらに、学則に定められる欠席回数を超過した科目も皆無であった。加えて、本計画の評価後に行われた成績判定会議の結果、単位認定「不可」となる科目は、皆無であった。これらの事実から、学修面については 2 点の短期目標全てが、達成できたことを確認した。この結果を受け、次年度は、履修科目を円滑に受講し、単位修得が可能となる

よう、現状の支援内容・方法を維持することが課題となった。加えて、次年度からは、専門科目が増えるとともに、専門的な演習科目も受講することから、必要に応じて、学修環境の整備を行うことが課題となった。次に、生活面については「休み時間や空きコマを有効に活用することができる」「正課外活動を活用し、交友関係を広げることができる」「学内行事へ安全に参加することができる」の3つの短期目標で巻末資料10の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した事項すべてを実施することができた。そのため、特に大きな問題も生じることなく、円滑に日々の学内生活を送ることができていた。これらの事実から、3点の短期目標は、達成できたことを確認した。ただし、正課外活動には参加したものの、当該学生からは、友人関係の充実がうまくできなかつたとの声も聞かれた。そのため、「正課外活動を活用し、交友関係を広げることができる」については、検討の余地が残った。また、最優先の短期目標とした「緊急時の対応に、安心感を持つことができる」については、評価の時点で、避難時の支援フローの完成には至らなかったため、達成できたとは評価しがたかった。この結果を受け、次年度は、災害時などの緊急時の対応・体制について、早急に確立することが課題となった。なお、その際は、次年度の授業担当者も交えた検討が必要となると考えられた。また、新年度に伴う学内の異動などが生じた場合にも、現状の学内支援体制を維持することが課題となった。加えて、友人関係の充実に向けては、正課外活動に限らず、それ以外の場面の活用も視野に入れた検討が必要となると考えられた。なお、生活面だけではなく、学修面にもかかわる事項であるが、休講や補講の情報が、授業担当教員と本人との間だけで共有され、支援員の勤務体制を調整する事務部には共有されないという事態が数回生じた。これにより、支援員の勤務体制変更が遅れが生じる事態も発生した。そのため、次年度以降は、このような事態を防止するために、本人への指導や学内体制の整備を進めていく必要性が生じた。また、キャリア面については、学群共通の専門基礎科目などを通じて、学類配属後の各コースについて、情報を提供した。その結果、当該学生は、当初希望していた感性情報デザインコースだけではなく、生活環境デザインコースも視野に入れて検討しているとのことであった。従って、どちらのコースに所属するかという意味決定には至らなかったが、自身のキャリア形成に向けたイメージは広がった様子であった。これらの事実から、キャリア面の短期目標は、達成できたことを確認した。なお、評価時点で当該学生は、生活環境デザインコースへ所属した際に、建築士資格の取得を希望していた。しかし、資格試験受験に向けての実務経験をクリアできるか、不安があるとのことでもあった。従って次年度は、専門の教員による面談機会を設け、個別に情報を提供し、相談に応じていく必要があると考えられた。最後に、領域を問わない総合的な短期目標については、巻末資料10の「具体的な支援内容・方法」欄に記載した事項すべてを実施することができた。特に、前期よりも、タスクフォースの開催間隔が減ったことは、円滑に支援体制が機能しており、大きな問題が

生じていないことを裏付ける事実であった。この事実から、領域を問わない総合的な短期目標については、達成できたことを確認した。この結果を受け、次年度も、本人や学内の教職員、支援員、保護者、関係機関の間で、より緊密なコミュニケーションを図り、本人を中心とした支援体制をさらに強化していくことが課題となった。また、当該学生から積極的に要望などが出せるような環境づくりや指導も必要となると考えられた。

(6) 中期目標の評価

平成 29 年度の実践を踏まえ、後期の定期試験等が終了した平成 30 年 2 月に、設定した 2 点の中期目標の達成状況の評価した。

その結果、まず「1 年次に修得すべき必修単位を修得し、2 年次に進級することができる」については、本計画の評価後に行われた進級判定会議の結果、当該学生の 2 年次への進級が確定した。この事実から、1 点目の中期目標は、達成できたことを確認した。また、「周囲の支援を活用しながら、自身が満足できる自立した学生生活を送ることができる」については、円滑な学生生活を送るために、本人を中心とした学内外の支援体制が確立した。さらに、当該学生からは、友人関係の充実がうまく出来なかったとの声が聞かれているが、その一方で講義や試験などは円滑に取り組むことができたとの声も聞かれた。これらの事実から、2 点目の中期目標は、おおむね達成できたことを確認した。

この結果を受け、次年度は、友人関係の充実に向け、休み時間の活用方法や昼食場所を検討する必要があると考えられた。また、本人を中心とした学内外の支援体制を維持・向上させながら、当該学生の 2 年次から 3 年次への進級を支援することが課題となった。

以上のことから、当該学生を対象に立案した「修学支援計画」に基づいて P D C A サイクルによる支援を実施したことにより、当該学生に対する支援を円滑に実施することができた。これは、設定したそれぞれの目標が達成できたことが確認できたことから裏付けられる。加えて、設定したそれぞれの目標に対する評価を通じて、その後の支援における課題を明確化することが可能となった。

これらのことから、「修学支援計画」に基づいて P D C A サイクルを進め、当該学生の障害に対応した支援を実施したことは、有効であったと結論付けられる。

第3章 提言

第1節 連携・協働のあり方についての提言

(1) 重度障害学生の家庭生活における支援との関係性

筋ジストロフィー等の小児期に発症する疾患による重度障害者では、特別支援学校への入学に伴い、長期入院となり、病院から特別支援学校へ通うという例も少なくない。このような場合、障害学生は新しく始まる大学生活に馴染むだけでなく、家庭での生活にも馴染まなければならない。特に1学年の前期においては、大学生活への適応だけでなく、家庭生活への適応についても把握することが必要となる。そのため、家庭生活での支援にかかわる居住地の自治体や訪問介護・訪問看護等のサービス事業者と連携して、相互に情報を共有していくことが必要である。また、障害学生の健康面の状態把握も必要であることから、主治医との情報共有も必要となる。特に疾患が進行性のものである場合には主治医との連携はより重要なものとなる。さらに、緊急時への対応についても、主治医を中心に明確化しておかなければならない。

大学の授業は講義科目の場合、半期週1回の講義で2単位となっている。大学設置基準では、2単位には90時間の学修が必要とされている。大学での授業時間を30時間として、1科目あたり60時間の予習復習が必要となる。大学での単位取得には、1回の授業につき4時間の予習復習が必要とされている。障害によっては、家庭における学修を行うことと体調の維持・管理を両立させることが困難なことも考えられる。また授業によっては、家庭において課題へ取り組み、その成果の提出を求めるものもある。障害学生の体調を考慮することも必要になることも考えられる。そのためには家庭における支援者と大学ならびに大学での支援者との連携が必要である。

学修面だけでなく、友人を作ることや趣味等に取り組むことも大学生活において重要である。休日や長期休業期間の活動においては、地域のグループ活動に参加することも考えられるし、地域のボランティア・グループによる支援を受けることも必要になる。この点でも、自治体や地域のグループとの連携が必要である。

(2) 大学生活における支援者の確保

講義室の移動、食事の介助、排泄の介助などの大学滞在時の生活支援を行う人材の確保においては、適切な人材の確保の問題とその人件費といった経済面の問題がある。

現状においては、人件費について公的な支援(助成)を受けることは非常に困難である。公立大学においては、設置者の理解を得ることが不可欠である。しかし、設置者が重度障害

者の高等教育への修学支援を施策として打ち出していない場合、設置者からの財政的支援を受けることは困難である。同様に、重度障害学生個人に対し、居住地の自治体からの経済的助成を受けることも、自治体が高等教育への修学支援を施策として打ち出していない場合には、困難である。

そのため、支援者の人件費については、障害学生を受け入れる大学側の負担になるか、障害学生の家庭の負担のいずれか、両者での分担といった形にならざるを得ない。予算・財政規模の比較的小さい中小規模の大学において、支援者への人件費負担は決して軽いものではない。一家庭で負担するには重いものであるといえる。

大学生活における支援者として、介護事業者がまず考えられるが、訪問介護者が慢性的な不足状態である地方においては、介護者の確保は実際上困難である。本事例では、重度障害学生の出身校である特別支援学校と特別支援学校在学時に入院していた病院の協力を得て、特別支援学校を定年退職した方々や看護師を離職して家庭に入った方々に大学生活における支援を依頼することができた。

特別支援学校を定年退職した人や看護師離職者を支援員として活用することは、地域の潜在的な人材の活用という意味でも有用であるといえる。特に家庭に入った潜在看護師の場合、長時間の就労は困難であっても、短時間の支援に対応できることもありうると考えられる。このような人材の確保においても、重度障害学生の出身校や入院先である病院との連携が必要となる。また、大学近隣の地域住民の中で、障害者支援に関心のある方々を募集して、大学で研修を行った上で支援員として活動してもらうという方法も考えられる。この場合には、自治体との連携が必要となる。

第2節 教育手法、教材、教員能力のモデル化についての提言

(1) 教育方法のモデル化

大学の開講科目は、講義、演習、実習などの科目の種類や、受講生数、担当教員の講義スタイルの違いなど様々なパターンがある。特定の学生のために、科目のシラバスに記載された到達目標、授業計画等を変更することはカリキュラムの全体性の担保から不可能であるから、学生側と調整した配慮願いを基に個別対応をせざるを得ない。ただ、講義、演習、実習といった科目種別ごとに、障害学生に対して以下のようなポイントが重要と思われる。

<講義科目>

教員から学生への一方向の情報教授が中心のため、情報提供の方法に応じ対応策をとることになる。基本的に事前にデジタル化して教材を提供するが、講義中の板書や話すスピー

ドが速い場合はメモが追い付かないことがあるので、板書の撮影や講義の録音など、講義を復習できるフォローが必要となる。また、教員と学生の双方向のコミュニケーションが必要な場合は、口頭での質疑応答は可能だが、筆記を用いた提出物の要求についてはテキストベースのやりとりだけでなく、手書きスケッチツールや画面共有、プロジェクションなど多様な方法が必要になると思われる。

<演習科目>

グループワーク、ディスカッション、ディベートなど、アクティブラーニングの方法によっては多様な場のセッティングが必要となり、教室環境として椅子やテーブル、ホワイトボードなどの配置のフレキシビリティが重要となる。また、担当教員は配慮願ひ等によって障害学生のディスアビリティを理解し、グループワークの環境が障害学生の精神的および物理的バリアになっていないか、常に注意を払う必要がある。また、支援員が傍に付いているとグループワークなどがやりにくい場合があり、慣れてきたら支援員が距離を置いて、学生の自主性やグループメンバーの協力を促すようにした方が教育効果が高まるだろう。

<実習科目>

フィールドワークやインターンシップ、現場実習など、学外で科目内容の一部または全部を行う場合、予定されている現地の状況を確認し、アクセスや設備の確認、安全性の担保をしなければならない。当該学生の実習が不可能な場合が生じたときは、他の学生と作業分担をしたり、代替課題を与えたりすることで学修をさせることも検討しなければならない。

(2) 教材のモデル化

資料の配付など、他の学生に配付しているものと同じものを電子化して配付するのが基本である。

重度障害学生へ提供する教材はすべてデジタル化、データ化する必要がある、これまでデザインの授業で教材として使用してきた書籍、ペーパーや絵具・マーカー、造形素材などはすべてデジタルデータに代替し、それに対応したアプリケーションや装置の導入が必要となる。

(3) 教員能力のモデル化

科目担当教員は、カリキュラムの全体性や修得単位の実効性からみて、シラバスに記載された到達目標や授業計画を障害学生に合わせて逸脱することはできない。障害学生の状況を見て、どのように教育方法をアジャストし修得させるか、柔軟性と創造性が求められる。

例えば、予習復習のための情報提供や記録を許可するなど、学修を遂行するのに時間的にも空間的にも十分な機会を与えられるように配慮すべきである。また、講義環境において物理的、精神的なバリアを与えてしまい、消極的な授業参加になっていないか配慮する必要がある。他の学生と比べて公正に扱われているか、その逆の場合も含め常に意識する、など、教員としては他の学生に対しても常に気を配るべき事項である。

これらの教員の配慮について、FDなどの機会において担当教員から他の教員へ情報提供するなど、組織的に共有する仕組みが求められる。

第3節 学生の受け入れに際しての提言

本事例の重度障害学生は、AO入試を利用して大学に合格している。受け入れについて試行錯誤的に検討を進めてきたが、11月に合格が決まっていたことは受け入れ準備において重要であった。早い時期に合格が決まっていたことから、保護者、在学である特別支援学校及び居住自治体と受け入れ体制について繰り返し協議を行うことができた。

一般選抜入試での受験の場合、前期日程入試では合格から入学まで約1か月しかなく、後期日程入試では10日程度しか時間がなく、合格が決まってから受け入れ体制を整えるには時間的余裕がないといえる。

本事例では、特別支援学校高等部1年次から大学との相談・話し合いを行ってきた。それに基づいて、施設面での整備等を行ってきたが、大学滞在時の生活面での支援について、予算面も含めて具体的な協議が始まったのはAO入試の合格後であった。大学滞時に生活支援を必要とする重度障害者の大学進学においては、できるだけ早い時期から大学との協議を始める必要があるが、合格が決まっていない時点において、どこまで大学側として具体的に準備できるかについては、入試の公平性の問題など慎重に検討する必要がある。しかし、大学側が提供できる支援の概要については、支援員の確保の問題も含めて、事前に大学側から、受験生である重度障害者側に提示し、相互で理解を共有しておく必要がある。

現状においては、大学滞在時の生活への支援員の経費について公的助成はない。支援員経費について、重度障害者側が負担することは重度障害者の大学進学の道を著しく狭めることになるが、中小規模の大学にとっても決して軽い負担ではない。公立大学の設置者である自治体や、重度障害学生が居住する自治体から助成を得るためには、自治体側の理解が必要であるが、特定個人への助成になることもあり、自治体側の理解を得ることは必ずしも容易ではない。また、大学の合格発表の時期の問題もある。AO入試や推薦入試を利用して、一般選抜試験の合格発表よりも早い時期に合格が決まったとしても、各自治体においては次

年次予算計画がある程度決まった状況であり、そこから新規に助成を得ることは容易ではない。

大学滞在時の生活について支援が必要な重度障害者に大学進学の道を確保するためには、大学滞在時の生活を支援する支援員経費についての何らかの国や自治体等による公的な助成が必要であろう。合格発表から入学までの時間的な制約を考えると、重度障害者の合格を受けて大学が申請するという方法よりは、大学進学を考える生活支援の必要な重度障害者が事前に申請して助成の予約を受けるといった制度の方が好ましいと考えられる。合格後に、大学もしくは重度障害者本人が申請するという形での助成の場合、申請した助成が得られない場合の大学の財政的な負担は中小規模の大学にとっては軽視できないものであり、そのため重度障害者の受け入れについて、大学滞在時の生活についての支援を大学側が行わないことが受け入れの前提になる可能性が高いといえる。申請の可否の決定は入学後になる可能性が高いと考えられるが、入学後に申請が得られないことになった場合、入学後に就学の継続を断念するような事例が生じることが危惧される。

一方、入学後に助成を受けられることが確約されていることで、入学後の支援のあり方について、より具体的な協議を行うことが可能になる。大学における生活支援を考える場合、どの時間的範囲を支援するかの問題が生じる。授業時間を中心に支援の時間的範囲を決めることになるが、授業後に大学内で友人と過ごすことやサークル活動も大学生にとって重要な活動である。これら授業時間以外の時間について支援をどのように行うかも、大学側と重度障害学生側と協議し相互に理解しておく必要があるが、事前に公的な助成を受けることが明確になっていることで、比較的早い時期から大学側の負担と重度障害者側の負担についてより具体的に調整することが可能となる。

厚生労働省
平成29年度障害者総合福祉推進事業

指定課題1
大学・地域協働による重度障害学生の学修支援体制の構築と評価

公立大学法人宮城大学
平成30年（2018年）3月

編集・発行 公立大学法人宮城大学
981-3298 宮城県黒川郡大和町学苑1番地1
TEL 022-377-8211
URL <http://www.myu.ac.jp/>

本書に掲載の内容は、重度障害学生本人から承諾を得ているものです。